

平成30年4月25日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、14都道府県の21人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。3月23日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 14都道府県21人

(北海道1、山形県1、茨城県1、群馬県1、東京都3、神奈川県1、三重県1、京都府2、大阪府3、広島県1、高知県1、福岡県1、佐賀県1、長崎県3)

数字は人数

※ 予告は平成30年3月23日までに実施済み